

消 防 本 部

令和 2 年（2020年）11月24日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

1	令和 2（2020）年度補正予算概要	-----	1
2	函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子	-----	2～4

一般会計
[歳 出]
消防費

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
常 備 消 防 費	10,730	消防活動費減 △8,093 自動車購入費減 △8,093 水槽付消防ポンプ自動車 2台 消防広報車 1台 特殊救急自動車 1台 2020東京オリンピック 警備体制強化応援所要経費減 △5,377 新型コロナウイルス感染症 緊急対策費 24,200 消防庁舎感染拡大防止対策事業費	(国) 消防施設費補助金 7,096 消防・救急体制整備費補助金 △22,570 (道) 消防施設費補助金 △61 消防・救急体制整備費補助金 17,193 (その他) 指定寄付金 6,717 (地方債) 消防自動車購入事業債 △22,500
非 常 備 消 防 費	△70	消防活動費減 △70 自動車購入費減 △70 小型動力ポンプ付積載車 1台	

2 函館市火災予防条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正の理由

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い，電気自動車等に用いる急速充電設備の位置，構造および管理の基準に関する規定を改め，全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置しようとする者に届出義務を課し，ならびに規定を整備するため

(2) 改正の内容

ア 急速充電設備の位置，構造および管理の基準が適用となる範囲の上限を全出力200キロワットまで拡大すること。（第13条の2第1項）

イ 急速充電設備の全出力の上限の拡大に伴い，これまでの位置，構造および管理の基準に，次に掲げる基準を追加すること。

(ア) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）を屋外に設置する場合は，外部の火災による延焼防止の措置を講じること。

（第13条の2第1項第1号）

(イ) 電気自動車等に接続する充電用ケーブルのコネクターは，充電操作中の落下に起因する出火防止の措置を講じること。（第13条の2第1項第13号）

(ウ) 充電用ケーブルを冷却するために液体を用いる急速充電設備は，液体の漏洩に起因する出火防止の措置を講じること。（第13条の2第1項第14号）

(エ) 複数の充電用ケーブルを有し，複数の電気自動車等に同時に充電する急速充電設備は，出力切替えの開閉器の故障に起因する出火防止の措置を講じること。

（第13条の2第1項第15号）

(オ) 蓄電池を内蔵する急速充電設備は，電池内部の短絡および制御機能の異常に起因する出火防止の措置を講じること。（第13条の2第1項第16号）

ウ 全出力が50キロワットを超えて200キロワット以下の急速充電設備を設置しようとするときは，あらかじめ，消防長または消防署長に届け出なければならないこと。（第53条第10号）

(3) 施行期日

令和3年4月1日

(4) 経過措置

この条例の施行の際，現に設置され，または設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備に係る位置，構造および管理に関する基準の適用については，なお従前の例による。

函館市火災予防条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(燃料電池発電設備) 第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池または固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項および第5項、第20条第1項ならびに第53条第10号において同じ。）の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）ならびに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5（略） (変電設備) 第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものおよび次条第1項 _____ に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10)（略） 2・3（略） (急速充電設備) 第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、_____ 電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる _____。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のものおよび全出力50キロワット _____ を超えるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (新設) (1)～(3)（略） (4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れなようにする措置を講ずること。 (7)～(11)（略） (新設) (新設)	(燃料電池発電設備) 第10条の2 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、熔融炭酸塩型燃料電池または固体酸化物型燃料電池による発電設備であつて火を使用するものに限る。第3項および第5項、第20条第1項ならびに第53条第11号において同じ。）の位置、構造および管理の基準については、第3条第1項第1号（アを除く。）、第2号、第4号、第5号、第7号、第9号、第17号（ウ、スおよびセを除く。）、第18号および第18号の3ならびに第2項第1号、第13条第1項（第7号を除く。）ならびに第14条第1項（第2号を除く。）の規定を準用する。 2～5（略） (変電設備) 第13条 屋内に設ける変電設備（全出力20キロワット以下のものおよび次条第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備を除く。以下同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1)～(10)（略） 2・3（略） (急速充電設備) 第13条の2 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車または同項第10号に規定する原動機付自転車を用いる。第12号において同じ。）をいう。以下この項において同じ。）に充電する設備（全出力20キロワット以下のものおよび全出力200キロワット _____ を超えるものを除く。）をいう。以下 _____ 同じ。）の位置、構造および管理は、次に掲げる基準によらなければならない。 (1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長または消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 (2)～(4)（略） (5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等 _____ との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (6) 急速充電設備と電気自動車等 _____ が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。 (7) 急速充電設備と電気自動車等 _____ の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れなようにする措置を講ずること (8)～(12)（略） (13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。 (14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検

(新設) (12) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u> ア (略) イ <u>異常な高温とならないこと。また、異常な高温となつた場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> (新設) (新設) (13)・(14) (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置等の届出) 第53条 火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置または構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。 (1)～(9) (略) (新設) (10)～(13) (略) (14) <u>水素ガスを充てんする気球</u>	<u>知する構造とし、当該液体の流量または温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> (15) <u>複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。</u> (16) <u>急速充電設備のうち蓄電池を内蔵しているものにあつては、当該蓄電池について次に掲げる措置を講ずること。</u> ア (略) イ <u>異常な高温とならないこと。</u> <u>ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温または低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> <u>エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。</u> (17)・(18) (略) 2 (略) (火を使用する設備等の設置等の届出) 第53条 火を使用する設備またはその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者(位置または構造を変更しようとする者を含む。)は、あらかじめ、その旨を消防長または消防署長に届け出なければならない。 (1)～(9) (略) (10) <u>急速充電設備 (全出力50キロワット以下のものを除く。)</u> (11)～(14) (略) (15) <u>水素ガスを充填する気球</u>
---	---